

◆◆◆毒物劇物（一般・農業用品目・特定品目）販売業

登録申請の手引き◆◆◆

- ◎ 申請手数料：14,700 円（現金）
- ◎ 提出部数：1 部（写しを取って、控えを保管してください。）
- ◎ 申請から登録までの標準処理期間：15 日（本市の勤務を要しない日の日数は含まない）
- ◎ 申請書の提出先：

名 称	所 在 地	手 数 料
寝屋川市保健所 保健総務課 医事薬事担当	寝屋川市八坂町 28-3 電話(072)-829-7771	現 金：14,700 円

※手数料の支払い手続きが煩雑になる場合があるので、平日午後 5 時までにお越しください。

1 毒物劇物販売業登録申請について

毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するためには、毒物劇物販売業の登録が必要です。（毒物及び劇物取締法第 3 条）

(1) 新規登録申請

次の事項に該当する場合には新規登録申請が必要です。

- ア 新たに毒物・劇物を販売する場合
- イ 経営者が変わる場合 （営業権の相続、譲渡など）
- ウ 組織が変わる場合 （申請者が個人⇄法人、法人の合併など）
- エ 登録の種類が変わる場合
（農業用品目販売業を一般販売業に変更する場合など）
- オ 全面改装を行う場合
（既存の店舗を取り壊して新築する場合(改装は変更として取り扱う)）
- カ 仮店舗を開設する場合
（既存の店舗を全面改築する際、仮店舗で毒物劇物の販売を行う場合）
- キ 店舗を移転した場合
（店舗所在地が変わった場合）

※細目がオーダー以外の場合は同一ビル内の階数変更も新規申請が必要です。

- ク 登録更新申請を登録満了日までに行わなかった場合 （期限切れ新規）

(2) 登録の種類

- ア 毒物劇物一般販売業 （毒物劇物全般の販売）
- イ 毒物劇物農業用品目販売業 （厚生労働省令で定める品目）
- ウ 毒物劇物特定品目販売業 （厚生労働省令で定める品目）

(3) 細目（オーダー以外・オーダー）について

毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で、貯蔵、運搬、若しくは陳列しようとする者は、店舗ごとに、販売業の登録が必要です。そのうち毒物・劇物を直接取り扱わない者はオーダー販売業者といい、登録票に「オーダー」と記載しています。

オーダー販売業では、営業所などに一時的であっても毒物・劇物（サンプルを含む）を貯蔵・陳列すること、運搬すること、運送の手配をすることはできません。

オーダー以外の販売業では、毒物・劇物を直接取り扱いますので、毒物劇物取扱責任者と P. 8 記載の「設備基準」を満たす保管庫を設置しなければなりません。

細目 行為・条件	オーダー 以外	オーダー
販売・授与	可	可
貯蔵・陳列 (サンプルを含む)	可	不可
運搬(運送の 手配)	可	不可
取扱責任者	要	不要
保管庫	要	不要

2 毒物劇物販売業登録申請に必要な書類（様式はダウンロードして使用してください。）

(1) 毒物劇物販売業（オーダー以外）登録申請

提出書類		注意事項等
①	毒物劇物販売業登録申請書（毒物及び劇物取締法施行規則別記第 2 号様式）	
②	付近の見取図	○ 北方向を上にし、駅やバス停などの公共施設や、目標となるような建物との位置関係が把握できるように記載すること。 (住宅地図等のコピーでも構いません。)
③	店舗の平面図※ 1	○ 市場・スーパー・ビル等同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図も必要。 ○ 定規等を用いて正確に作成すること。 ○ 出入口、通路を明記すること。 ○ 毒物劇物保管場所を明記すること。 ○ 店舗の所在地と離れた場所に倉庫（分置倉庫）がある場合は、その所在地も記載すること。
④	毒物劇物保管場所・保管庫の概要図 ※ 2	○ 施錠設備等及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が分かるように記載すること。 ○ 保管場所は P. 8 記載の「設備基準」を満たす必要があります。
⑤	申請者が法人の場合は登記事項証明書	○ 発行後、6 か月以内のもの

⑥	毒物劇物取扱責任者設置届 (毒物及び劇物取締法施行規則 別記第8号様式)	○ 詳細は「毒物劇物取扱責任者設置届(販売業・業務上取扱者)の手引き」を参照してください。
⑦	毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類	○ 詳細は「毒物劇物取扱責任者設置届(販売業・業務上取扱者)の手引き」を参照してください。
⑧	毒物劇物取扱責任者の診断書	○ 「精神機能の障害に明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でない」ことが診断されていること。 ○ 発行後 3ヶ月 以内のものであること。 ○ 診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。
⑨	毒物劇物取扱責任者の誓約書	○ 毒物劇物取扱責任者が第8条第2項第4号に該当しない旨の誓約書 (寝屋川市の「毒物劇物取扱責任者設置届」の様式を使用する場合は省略可)
⑩	使用関係証明書又は雇用契約書の写し	○ 使用関係証明書等には次に掲げる項目が記載されていること。 ①勤務時間 ②休日 ③毒物劇物取扱責任者として専任する旨 ○ 雇用主が法人にあつては、法人の名称及び代表者名を記載すること。 ☆毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書を添付する代わりに、下記のように備考欄に記載すること。 (記載例) 「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。 1. 勤務時間…… 2. 休日…… 3. 毒物劇物取扱責任者として専任する」

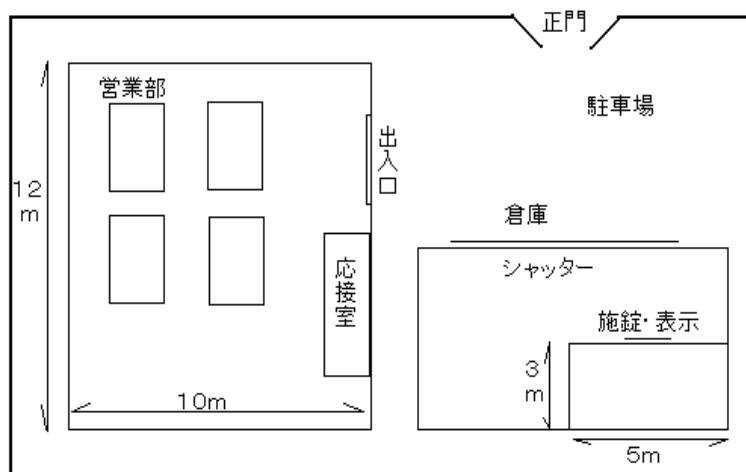
(2) 毒物劇物販売業（オーダー）登録申請

提出書類		注意事項等
①	毒物劇物販売業登録申請書（毒物及び劇物取締法施行規則別記第2号様式）	
②	付近の見取図	○ 北方向を上にし、駅やバス停などの公共施設や、目標となるような建物との位置関係が把握できるように記載すること。

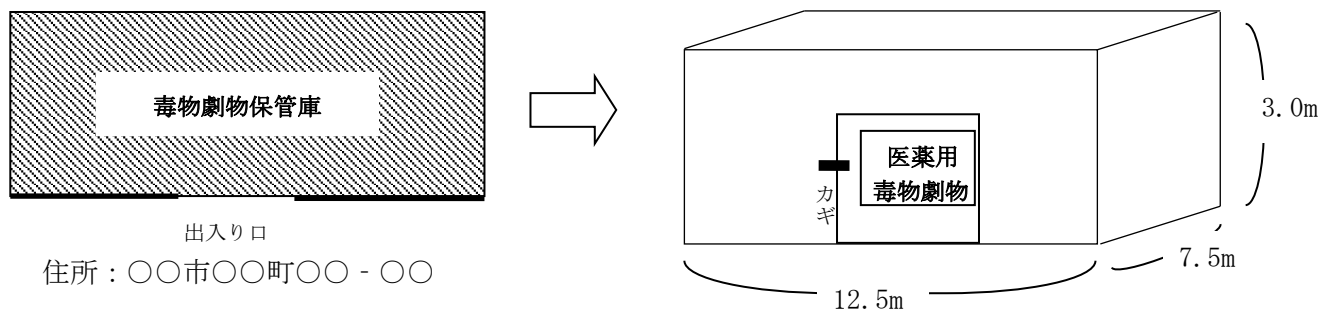
		(住宅地図等のコピーでも構いません。)
③	申請者が法人の場合は登記事項証明書	○ 発行後、6か月以内のもの

※1 店舗の平面図について

【店舗の平面図 記載例】



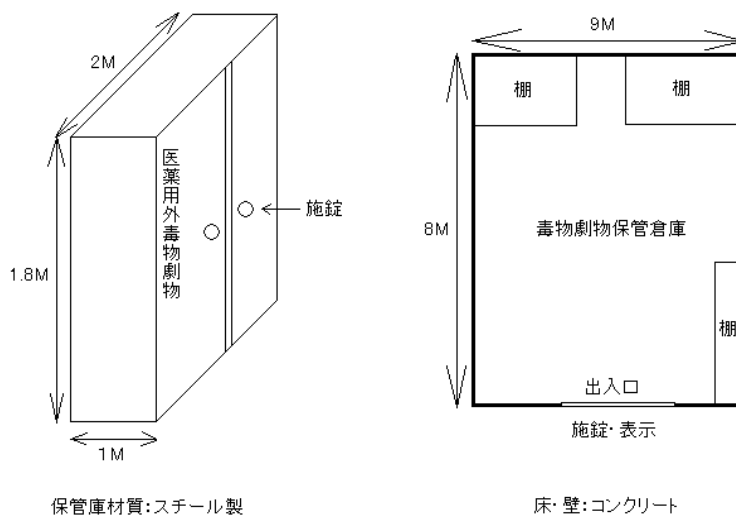
【分置倉庫 記載例】



※2 保管場所の概要図について

施錠設備及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が確認できるように記載してください。

【保管設備概要図 記載例】



3 毒物劇物販売業登録申請書の記載上の留意点

- (1) 一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれかを○で囲むこと。
- (2) 店舗の所在地及び名称
 - ア 他の許可業種（医薬品販売業等）がある場合は、同じ名称を記載すること。
 - イ 所在地は、住居表示のとおり記載し、ビル等の場合は、「○○ビル△階」等詳しく記載すること。
- (3) 備考欄
 - ア 申請者の欠格事項について、無・有のいずれかを○で囲むこと。有の場合はその内容も記載すること。
 - イ 既に医薬品販売業等の許可を取得している場合は、許可番号及び許可年月日（許可証の有効期間の始期年月日）を記載すること。
 - ウ 毒物劇物を直接取り扱う場合は、有に○をつけ、保管設備の状況について、施設の有無を記載すること。
 - エ 毒物劇物を直接取り扱わない場合は、無（オーダー）を○で囲むこと。
- (4) 申請者の住所、氏名
 - ア 住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店の所在地を記載すること。
 - イ 氏名は個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された商号及び代表者の役職名と氏名を記載すること。

4 添付書類の省略

(1) 添付書類の省略できる範囲

次の者が本市内に新たな登録申請・変更届を行う場合であって、既に当該営業に係る申請・届出等において、当該書類を本市に提出している場合。

- ア 薬局又は医薬品販売業の許可を受けた者又は許可申請中の者
- イ 毒物劇物販売業の登録を受けた者又は登録申請中の者

(2) 添付書類を省略できない範囲

- ア 期限切れにより、新たに登録申請する場合
- イ 既登録店舗を廃止してから 30 日を越えて申請する場合

(3) 新規登録申請において省略できる添付書類と条件

- ア 登記事項証明書
 - (ア) 薬局等の許可を受けている者が、本市内で新たに毒物劇物販売業の登録申請を行う場合
 - (イ) 毒物劇物販売業の登録を受けている者が、同じ場所で毒物劇物販売業の登録の種類を変えて登録申請を行う場合
 - (ウ) 毒物劇物販売業の登録を受けている者が、本市内で新たに毒物劇物販売業の登録申請を行う場合
- イ 店舗の平面図・毒物劇物保管場所の概要図
毒物劇物販売業の登録を受けている者が、同じ場所で毒物劇物販売業の登録の種類を変えて登

録申請を行う場合

ウ 毒物劇物取扱責任者設置届の添付書類

(資格を証する書類、診断書、雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類、誓約書)

- (ア) 毒物劇物販売業の登録を受けている者が、同じ場所で毒物劇物販売業の登録の種類を変えて登録申請を行い、この毒物劇物取扱責任者が先の登録と同一の場合
- (イ) 毒物劇物販売業の毒物劇物取扱責任者が異動により、本市内の同一経営者の新たな販売業の毒物劇物取扱責任者になった場合(雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類は要)

(4) 添付書類を省略する場合、申請書又は届出書の備考欄への記載

(記載例)

- ア 本申請に係わる添付書類(〇〇〇〇〇)は毒物劇物販売業(第〇〇〇〇〇号)の申請書(変更届)に添付済み。
- イ 本申請に係わる添付書類(〇〇〇〇〇)は申請中(〇年〇月〇日申請)の医薬品販売業の申請書に添付済み。

5 毒物劇物販売業の登録基準等

(1) 申請者の人的要件(法第5条)

法第19条第2項(設備の改善措置命令違反)若しくは第4項(この法又はこれに基づく処分違反)の規程により、登録を取り消されたことのあるものは、取り消しの日から起算して、2年を経過していること。

(2) 毒物劇物取扱責任者の資格(法第8条第1項)(オーダー販売業は除く)

次の者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることはできません。

- ア 薬剤師(第1号)
- イ 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学科を修了した者(第2号)
- ウ 都道府県知事等が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者(第3号)

～～～毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類～～～

※すべての書類について原本確認が必要です。必ず原本を持参ください。

(第1号) **薬剤師免許証**の写し

(第2号) 次による卒業証明書又は成績証明書(修得単位が確認できるもの)

ア 大学等

(ア) **薬学部**

(イ) **理学部**、**理工学部**又は**教育学部**の化学科、理学科(化学専攻のものに限る)、生物化学科等

(ウ) **農学部**、**水産学部**又は**畜産学部**の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科・畜産化学科・食品化学科等

(エ) **工学部**の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科、染色化学工学科等

(オ) 上記以外で**化学に関する授業科目**の単位数が必修科目・選択科目等を合わせて **28 単位**以上取得している又は必修科目の単位中 **50%以上**である学科

ここで化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には単位数に算入して差し支えない。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学等有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

(ア)～(エ)は卒業証明書の写し
(オ)は卒業証明書の写し及び成績証明書の写し(修得単位数が確認できるもの)

イ 高等専門学校において、工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者
ただし、学科名により判断できない場合には、アの(オ)を準用し、化学に関する科目**28 単位**以上修得していること。

学科名により判断できる場合は卒業証明書の写し
学科名により判断できない場合は卒業証明書の写し及び成績証明書の写し(修得単位数が確認できるもの)

ウ **専門学校**及び**高等学校**において、応用化学に関する学科を修了した者で、化学に関する科目を**25 単位**以上修得した者(化学に関する科目はアの(オ)を準用)

※卒業証明書の写し及び成績証明書の写し：修得単位が確認できるもの

エ 大学院において、応用化学に関する研究科を修了した者

(応用化学に関する研究科への該当性の判断においてはアの(ア)～(オ)を準用。なお、アの(オ)を準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えない。)

アの(ア)～(エ)は修了証明書の写し
アの(オ)は修了証明書の写し及び成績証明書の写し(修得単位数が確認できるもの)

(第3号) **合格証**の写し(都道府県が行う毒物劇物取扱者試験)

(3) 設備基準（法第 12 条第 3 項、施行規則第 4 条の 4 等）（オーダー販売業は除く）

- ア 毒物又は劇物とその他の物とを区分して専用に貯蔵できるものであること。
- イ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- ウ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
- エ 毒物又は劇物を貯蔵する場所に鍵をかける設備があること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
- オ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときはその周囲に、堅固なさくが設けてあること。
- カ 毒物又は劇物を陳列する場所に鍵をかける設備があること。
- キ 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- ク 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。
- ケ 店舗は、他社と明確に区分すること。

※ 登録申請場所が**薬局**の場合は、保管庫を**調剤室以外**の場所に設置すること。

記載例

毒物及び劇物取締法施行規則 別記第2号様式（第2条関係）

該当する業務の種類を○で囲む

一般販売業

毒物劇物 農業用品目販売業 登録申請書
特定品目販売業

店舗の所在地及び 名 称	所在地 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町○番○号 ○○ビル○階 名 称 △△ 株式会社 (電話 072-○○○-○○○○)													
	申請者の 欠格事項	法第19条第2項若しくは第4項の規定により、登録を取り消され、取り消しの日から起算して2年を経過していないこと (無・有(その内容))												
備 考	薬 局	許可番号第	号 平成 年 月 日											
	医薬品販売業	許可番号第	号 平成 年 月 日											
	毒物劇物 製造業 輸入業	登録番号第	号 平成 年 月 日											
	<table border="1"> <tr> <td>直接取扱</td> <td>保管設備状況</td> <td>(有・無)</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>施錠等(法第5条関係)</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表示(法第12条関係)</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>無(オーダー)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			直接取扱	保管設備状況	(有・無)	有	施錠等(法第5条関係)	有		表示(法第12条関係)	有	無(オーダー)	
直接取扱	保管設備状況	(有・無)												
有	施錠等(法第5条関係)	有												
	表示(法第12条関係)	有												
無(オーダー)														

ビルの場合はビル名と階数を記載

無・有の何れかを○で囲む
有の場合はその内容を記載

オーダー販売業の場合はこちらを○で囲む

一般販売業

上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録を申請します。

提出日を記載

年 月 日

該当する業務の種類を○で囲む

特定品目販売業

住 所 〒△△△-△△△△

東京都○○区○○町○丁目○番○号

個人の場合は現住所・個人名を記載
法人の場合は登記された本店の所在地、法人名、代表者の役職名氏名を記載

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

△△ 株式会社
代表取締役 ○○ ○○

寝屋川市長 様

【連絡先】 TEL 072-○○○-○○○○

担当者 ○○ ○○